

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 7 月 31 日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 送達を受けるべき者の氏名又は名称 | 片岡 真由 |
| 2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項 | 20260729-0020 |

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公示送達書

下水道使用料納入通知書を送付しましたが、居所・住所共に不明のため送達不能につき地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年7月31日

市川市長 田中 甲

1. 送達すべき書類

下水道使用料納入通知書

発送日	令和8年	1月29日	(令和8年	1月調定)
	令和8年	2月25日	(令和8年	2月調定)
	令和8年	3月2日	(令和8年	2月調定)
	令和8年	3月23日	(令和8年	2月調定)
	令和8年	3月23日	(令和8年	3月調定)
	令和8年	4月1日	(令和8年	3月調定)
	令和8年	4月2日	(令和8年	3月調定)
	令和8年	4月23日	(令和8年	3月調定)
	令和8年	4月23日	(令和8年	4月調定)
	令和8年	4月28日	(令和8年	4月調定)
	令和8年	5月7日	(令和8年	3月調定)
	令和8年	5月27日	(令和8年	1月調定)

2. 送達を受けるべき者

04-0-195843-003	イナバ トモユキ
04-0-150737-008	ヒビノ リク
04-0-208549-003	ZHONG KAIYU
04-0-124354-012	モンク エルデネイルムー
04-0-120482-017	ソン プンケン
04-0-179580-008	アヅマ テツペイ
06-0-221379-004	オウ プンケン
06-0-033738-007	ヨシタニ タカヒコ
06-0-229019-002	ハン チキ
06-0-128734-009	テイングニル マヤ
06-0-104677-016	マスダ ユウキ
06-0-100042-011	カネヤマ エリ
06-0-118205-014	ヤマナカ タクミ
06-0-025461-022	サントシュ バサウラ
06-0-057690-010	ビジエアナ リネンカ

3. 下水道使用料納入通知書の取扱について

送達不能となった下水道使用料に係る納入通知書については下水道経営課に保管し、送達すべき者が請求したときはいつでも交付する。

公示送達書

下水道使用料督促状を送付しましたが、居所・住所共に不明のため送達不能につき地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和8年7月31日

市川市長 田中 甲

1. 送達すべき書類

下水道使用料督促状

発送日―――	令和8年 2月25日（令和8年 2月調定）
	令和8年 2月27日（令和7年12月調定）
	令和8年 2月27日（令和8年 1月調定）
	令和8年 3月26日（令和8年 1月調定）
	令和8年 3月26日（令和8年 2月調定）
	令和8年 4月27日（令和7年 8月調定）
	令和8年 4月27日（令和7年10月調定）
	令和8年 4月27日（令和7年12月調定）
	令和8年 4月27日（令和8年 2月調定）
	令和8年 4月27日（令和8年 3月調定）
	令和8年 5月28日（令和7年12月調定）
	令和8年 5月28日（令和8年 2月調定）
	令和8年 5月28日（令和8年 4月調定）
	令和8年 6月26日（令和8年 2月調定）
	令和8年 6月26日（令和8年 3月調定）
	令和8年 6月26日（令和8年 4月調定）
	令和8年 6月26日（令和8年 5月調定）

2. 送達を受けるべき者

04-0-121563-013	ムカイデ タカヒロ
04-0-146637-010	サクライ カズヒロ
04-0-101620-008	イナミ ヨシオ
04-0-046037-003	ニシキオリ テルヤス
04-0-113299-005	ヨシダ スミオ
04-0-157001-006	タン リン
04-0-094341-012	パンデイ マダブ ラズ
04-0-195843-003	イナバ トモユキ
04-0-199753-007	デイルハーラー サンデュー
04-0-179580-008	アヅマ テツペイ
06-0-033738-007	ヨシタニ タカヒコ
06-0-079950-008	イシモリ フミコ
06-0-094274-012	コンダ シンタロウ
06-0-096479-016	リ カゲン
06-0-066996-006	J A. インターナショナル (カ
06-0-104677-016	マスダ ユウキ
06-0-169423-011	アベ シンタロウ
06-0-184008-006	アズマ シンゴ
06-0-222670-003	コン タクヤ
06-0-107688-012	グエン テイ キム トウイ
06-0-222196-004	リ トウゴウ
06-0-190286-004	ミウラ ヒデオ

3. 下水道使用料督促状の取扱について

送達不能となった下水道使用料に係る督促状については下水道経営課に保管し、送達すべき者が請求したときはいつでも交付する。